

予算特別委員会資料

# 令和 8 年度予算説明書

行 財 政 局

## 目 次

I	令和8年度行財政局事業の概要	1
II	予 算 議 案	
	予算第1号議案 令和8年度神戸市一般会計予算	5
	予算第12号議案 令和8年度神戸市公債費予算	33
III	関 連 議 案	
	第2号議案 神戸市公文書等管理条例の件	41
	第3号議案 神戸市歴史公文書館条例の件	60
	第4号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の 特例に関する条例の件	62
	第5号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市 職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正 する条例の件	64
	第6号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件	67
	第7号議案 神戸市行政手続条例の一部を改正する条例の件	109
	第8号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件	113
	第9号議案 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件	115
	第10号議案 財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件	117

# I 令和8年度行財政局事業の概要

## 1. 総 括

持続可能で効率的な市政運営を下支えするため、「やめる・へらす・かえる」の視点に基づき、人事配置・組織の最適化や財政健全性の維持、働き方改革の定着などの取組みを着実に進めるとともに、公正な職務執行の徹底や市有財産の適正管理、市税の徴収業務などに取り組む。

## 2. 主要事業の概要

### (1) 時代の変化に対応した市政改革の推進

時代の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限りある人材で質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、「神戸 2030 ビジョン」も踏まえた組織体制の最適化と持続可能な財政運営の維持を図る。神戸市クレドの行動指針に基づき、職員一人ひとりが DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、働き方改革（業務改革）に主体的に取り組む。

### (2) 事務効率化の取り組み

「やめる・へらす・かえる」の視点やAI等を活用した業務改革を推進し、全庁をあげて事務のあり方・進め方改革を遂行できるよう、業務プロセスの改善等を支援するとともに、全庁横断的な事務の効率化に取り組む。

また、人事・給与・福利厚生などの総務事務について、総務事務センターによる事務の集約化やICTの利活用による事務の効率化を推進する。

### (3) 公正な職務執行の推進

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」に基づき、コンプライアンスを推進し、公正な職務執行や服務倫理の徹底を図るとともに、内部統制の取り組みや事務事業の監理・調査等を通じて、不適正な事務処理や不祥事などの未然防止に努める。

また、「神戸市行政手続条例」による適切な事務執行を図るほか、公益通報制度の適正な運用に努める。

#### (4) 本庁舎・公用車・文書等の管理業務

本庁舎・公用車の管理、文書・法務・行政不服審査事務等を行う。

また、本庁舎2号館の再整備、「神戸市歴史公文書館」の供用開始（令和8年6月予定）に向けた取り組みを進める。

#### (5) 組織及び職員に関する事務

組織及び職員の定数を管理するほか、職員の適正配置を図り、選考、服務、分限、懲戒、人事評価等を行うとともに、職員に対する給与の支給、職員研修その他人材育成、福利厚生事業等を行う。

また、多様化する行政課題に対応するため、多様な人材の確保や職員一人ひとりの能力の向上・活用、女性職員の活躍推進等に取り組むとともに、頑張っている職員が真に報われるよう人事・給与制度の運用を行う。

#### (6) 財政の企画及び調整、市債管理、資金運用

財政全般の企画、調整、予算編成、執行管理、財政広報、市会提出議案の調製等を行う。

また、国・県等の各関係機関に対し、地方税財源の充実や財政措置の拡充などに関する要望活動を行い、財源確保に努めるとともに、適正な市債の発行及び管理、効率的な資金の運用を行う。

#### (7) 契約事務

工事請負、物品調達その他請負等の入札・契約事務のほか、地元企業への優先発注など契約事務に係る相談、指導及び調整を行う。

#### (8) 財産管理及び不動産の取得・処分、資産活用

公有財産、財産区有財産の管理、保全及び処分に関すること、公有財産事務の連絡及び調整を行うほか、未利用市有地等の市有財産のさらなる利活用を積極的に推進していく。また、不動産の取得及びこれに伴う損失補償事務並びに用地取得関係事務の支援及び調整を行う。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき計画的かつ適正な施設管理が図られるよう、公共施設の総合的な管理（ファシリティマネジメント）を推進する。

## (9) 市税の賦課徴収

市民税、固定資産税等の市税に関する賦課徴収事務を行うとともに、市税総額の確保と収入率の向上を図るため、滞納整理を効率的に推進し、滞納繰越額の圧縮を目標に納税督促及び滞納処分事務を行う。

また、AIやRPA等の活用による利便性向上と業務の効率化を図るなど、税務業務改革を推進する。

## Ⅱ 予 算 議 案

(予算第 1 号議案)

# 令和 8 年度神戸市一般会計予算

# 一 般 会 計

## 1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 市	税	343,576,508	
	1 市 民 税	167,623,504	
	2 固 定 資 産 税	128,035,683	
	3 軽 自 動 車 税	2,011,373	
	4 市 た ば こ 税	9,997,088	
	5 特 別 土 地 保 有 税	1	
	6 入 湯 税	311,637	
	7 事 業 所 税	10,400,236	
	8 都 市 計 画 税	25,196,986	
2 地 方 譲 与 税		4,689,423	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,139,000	
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,380,000	
	3 特 別 と ん 譲 与 税	467,360	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	499,000	
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	26,000	
	6 森 林 環 境 譲 与 税	178,063	
3 利 子 割 交 付 金		734,330	
	1 利 子 割 交 付 金	734,330	
4 配 当 割 交 付 金		3,727,210	
	1 配 当 割 交 付 金	3,727,210	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,838,742	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,838,742	
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000	

# 1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
	1 分離課税所得割交付金	322,000	
7 法人事業税交付金		4,423,333	
	1 法人事業税交付金	4,423,333	
8 地方消費税交付金		42,595,450	
	1 地方消費税交付金	42,595,450	
9 ゴルフ場利用税交付金		345,400	
	1 ゴルフ場利用税交付金	345,400	
10 特別地方消費税交付金		1	
	1 特別地方消費税交付金	1	
11 環境性能割交付金		0	
	1 環境性能割交付金	0	
12 軽油引取税交付金		3,250,000	
	1 軽油引取税交付金	3,250,000	
13 地方特例交付金		6,753,435	
	1 地方特例交付金	6,753,435	
14 地方交付税		97,700,000	
	1 地方交付税	97,700,000	
15 交通安全対策特別交付金		319,000	
	1 交通安全対策特別交付金	319,000	
16 分担金及負担金		10,000	
	1 負 担 金	10,000	
17 使用料及手数料		10,498	
	1 使 用 料	10,497	
	2 手 数 料	1	

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
18 国 庫 支 出 金		5,581,435	
	2 補 助 金	5,581,050	
	3 委 託 金	385	
19 県 支 出 金		2,593,610	
	2 補 助 金	93,610	
	3 委 託 金	2,500,000	
20 財 産 収 入		8,314,483	
	1 財 産 運 用 収 入	447,493	
	2 財 産 売 払 収 入	1,289,389	
	3 基 金 収 入	6,577,601	
21 寄 附 金		3,293,012	
	1 寄 附 金	3,293,012	
22 繰 入 金		26,394,724	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,682,609	
	2 基 金 繰 入 金	24,712,115	
23 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
24 諸 収 入		7,936,586	
	6 過 年 度 収 入	15,000	
	7 雑 収 入	7,921,586	
25 市 債		72,233,000	
	1 市 債	72,233,000	
歳 入 合 計		639,642,181	

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		2,056,454	
	1 議 会 費	2,056,454	
2 総 務 費		46,264,755	
	1 総 務 費	38,942,687	
	3 徴 税 費	5,600,089	
	4 財 産 管 理 費	1,721,979	
15 諸 支 出 金		203,696,620	
	1 繰 出 金	187,626,877	
	2 雑 出	16,069,743	
16 予 備 費		1,200,000	
	1 予 備 費	1,200,000	
歳 出 合 計		253,217,829	

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 市 税	343,576,508	331,392,422	12,184,086	本款の説明21頁
2 地 方 譲 与 税	4,689,423	4,833,466	△144,043	
1 地方揮発油譲与税	1,139,000	1,384,000	△245,000	
1 地方揮発油 譲与税	1,139,000	1,384,000	△245,000	地方揮発油譲与税の譲与見込額
2 自動車重量 譲与税	2,380,000	2,424,000	△44,000	
1 自動車重量 譲与税	2,380,000	2,424,000	△44,000	自動車重量譲与税の譲与見込額
3 特別とん譲与税	467,360	447,052	20,308	
1 特別とん 譲与税	467,360	447,052	20,308	特別とん譲与税の譲与見込額
4 航空機燃料譲与税	499,000	350,000	149,000	
1 航空機燃料 譲与税	499,000	350,000	149,000	航空機燃料譲与税の譲与見込額
5 石油ガス譲与税	26,000	25,000	1,000	
1 石油ガス 譲与税	26,000	25,000	1,000	石油ガス譲与税の譲与見込額
6 森林環境譲与税	178,063	203,414	△25,351	
1 森林環境 譲与税	178,063	203,414	△25,351	森林環境譲与税の譲与見込額
3 利子割交付金	734,330	193,263	541,067	
1 利子割交付金	734,330	193,263	541,067	
1 利子割交付金	734,330	193,263	541,067	利子割交付金の交付見込額
4 配当割交付金	3,727,210	2,818,559	908,651	
1 配当割交付金	3,727,210	2,818,559	908,651	
1 配当割交付金	3,727,210	2,818,559	908,651	配当割交付金の交付見込額

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
5 株式等譲渡所得割 交 付 金	4,838,742	4,422,604	416,138	
1 株式等譲渡所得割 交 付 金	4,838,742	4,422,604	416,138	
1 株式等譲渡所得割 交 付 金	4,838,742	4,422,604	416,138	株式等譲渡所得割交付金の交付見込額
6 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	分離課税所得割交付金の交付見込額
7 法人事業税 交 付 金	4,423,333	4,564,890	△141,557	
1 法人事業税 交 付 金	4,423,333	4,564,890	△141,557	
1 法人事業税 交 付 金	4,423,333	4,564,890	△141,557	法人事業税交付金の交付見込額
8 地方消費税交付金	42,595,450	38,806,992	3,788,458	
1 地方消費税 交 付 金	42,595,450	38,806,992	3,788,458	
1 地方消費税 交 付 金	42,595,450	38,806,992	3,788,458	地方消費税交付金の交付見込額
9 ゴルフ場利用税 交 付 金	345,400	338,952	6,448	
1 ゴルフ場利用税 交 付 金	345,400	338,952	6,448	
1 ゴルフ場利用税 交 付 金	345,400	338,952	6,448	ゴルフ場利用税交付金の交付見込額
10 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	特別地方消費税交付金の交付見込額
11 環境性能割交付金	-	1,069,000	△1,069,000	
1 環境性能割 交 付 金	-	1,069,000	△1,069,000	
1 環境性能割 交 付 金	-	1,069,000	△1,069,000	自動車税環境性能割交付金の交付見込額

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
12 軽油引取税交付金	3,250,000	6,383,000	△3,133,000	
1 軽油引取税 交 付 金	3,250,000	6,383,000	△3,133,000	
1 軽油引取税 交 付 金	3,250,000	6,383,000	△3,133,000	軽油引取税交付金の交付見込額
13 地方特例交付金	6,753,435	1,568,000	5,185,435	
1 地方特例交付金	6,753,435	1,568,000	5,185,435	
1 地方特例 交 付 金	6,753,435	1,568,000	5,185,435	地方特例交付金の交付見込額
14 地方交付税	97,700,000	94,713,000	2,987,000	
1 地方交付税	97,700,000	94,713,000	2,987,000	
1 地方交付税	97,700,000	94,713,000	2,987,000	地方交付税の交付見込額
15 交通安全対策特別 交 付 金	319,000	342,000	△23,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	319,000	342,000	△23,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	319,000	342,000	△23,000	交通安全対策特別交付金の交付見込額
16 分担金及負担金	10,000	10,000	-	
1 負 担 金	10,000	10,000	-	
1 総 務 費 負 担 金	10,000	10,000	-	建物解体費負担金
17 使用料及手数料	10,498	9,858	640	
1 使 用 料	10,497	9,857	640	
1 総務使用料	10,497	9,857	640	
1 市 役 所	10,497	9,857	640	本庁舎使用料
2 手 数 料	1	1	-	
2 総務手数料	1	1	-	
1 市 役 所	1	1	-	書類の写しの交付に要する手数料

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
18 国 庫 支 出 金	5,581,435	3,039,386	2,542,049	
2 補 助 金	5,581,050	3,039,013	2,542,037	
1 総 務 費 補 助	5,581,050	3,030,013	2,551,037	
社会 保 障・ 1 税 番 号 制 度 対 応 補 助	150,000	150,000	-	
物 価 高 騰 対 応 6 重 点 支 援 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	5,359,000	2,693,185	2,665,815	
デ ジ タ ル 8 基 盤 改 革 支 援 補 助 金	72,050	186,828	△114,778	
8 都 市 計 画 費 補 助	-	9,000	△9,000	
1 調 査 費 補 助	-	9,000	△9,000	
3 委 託 金	385	373	12	
3 其 他 委 託 金	385	373	12	
財 政 調 査 等 1 委 託 金	385	373	12	
19 県 支 出 金	2,593,610	2,500,224	93,386	
2 補 助 金	93,610	59,224	34,386	
10 其 他 補 助	93,610	59,224	34,386	
石 油 貯 蔵 1 施 設 立 地 対 策 等 補 助	21,598	20,873	725	
委 任 事 務 3 補 助	19,179	16,745	2,434	
市 町 振 興 4 支 援 交 付 金	52,833	21,606	31,227	
3 委 託 金	2,500,000	2,441,000	59,000	
1 総 務 費 委 託 金	2,500,000	2,441,000	59,000	
県 税 徴 収 2 委 託 金	2,500,000	2,441,000	59,000	

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 収 入	8,314,483	6,257,081	2,057,402	
1 財 産 運 用 収 入	447,493	344,993	102,500	
1 貸 地 料	428,207	322,826	105,381	
3 一 般 土 地	428,207	322,826	105,381	一般市有土地
2 貸 家 料	19,286	22,167	△2,881	
2 職 員 寮	10,702	10,618	84	待機宿舎等
7 一 般 建 物	8,584	11,549	△2,965	一般市有建物
2 財 産 売 払 収 入	1,289,389	1,198,888	90,501	
1 土 地 売 却 代	700,000	700,000	-	
3 一 般 土 地	700,000	700,000	-	一般市有土地売却代
3 物 品 売 却 代	589,389	498,888	90,501	
1 行 財 政 局	589,389	498,888	90,501	共通物品等
3 基 金 収 入	6,577,601	4,713,200	1,864,401	
1 基 金 収 入	6,577,601	4,713,200	1,864,401	
1 都 市 整 備 等 基 金	207,858	128,640	79,218	預金利子等
2 公 債 基 金	6,289,743	4,534,560	1,755,183	預金利子等
3 財 政 調 整 基 金	80,000	50,000	30,000	預金利子
21 寄 附 金	3,293,012	2,999,076	293,936	
1 寄 附 金	3,293,012	2,999,076	293,936	
2 其 他 寄 附	3,293,012	2,999,076	293,936	
5 行 財 政 局	3,293,012	2,999,076	293,936	

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
22 繰 入 金	26,394,724	29,806,564	△3,411,840	
1 特別会計繰入金	1,682,609	1,511,879	170,730	各会計からの共通事務費、退職給与金等の負担繰入
1 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費繰入金	35,858	72,739	△36,881	
1 一般経費 繰 入	35,858	72,739	△36,881	
2 下水道事業 会計繰入金	463,565	353,166	110,399	
1 一般経費 繰 入	119,520	121,338	△1,818	
2 退職給与金 繰 入	344,045	231,828	112,217	
3 港湾事業 会計繰入金	566,709	417,014	149,695	
1 一般経費 繰 入	238,028	221,383	16,645	
2 退職給与金 繰 入	328,681	195,631	133,050	
4 産業団地 整備事業 会計繰入金	127,002	124,527	2,475	
1 関連経費等 負担繰入	78,469	74,008	4,461	
2 退職給与金 繰 入	48,533	50,519	△1,986	
5 自動車事業 会計繰入金	139,415	126,734	12,681	
1 一般経費 繰 入	139,415	126,734	12,681	
6 水道事業 会計繰入金	132,287	417,699	△285,412	
1 一般経費 繰 入	129,071	414,519	△285,448	
2 特別給与金 繰 入	3,216	3,180	36	
7 駐車場事業費 繰 入 金	217,773	-	217,773	
1 収 益 金 繰 入	217,773	-	217,773	

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 基金繰入金	24,712,115	28,294,685	△3,582,570	基金の取り崩しによる繰入
1 基金繰入金	24,712,115	28,294,685	△3,582,570	
都市整備等				
1 基金繰入金	2,025,255	1,654,146	371,109	
2 公債基金繰入	22,686,860	26,640,539	△3,953,679	
23 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
24 諸収入	7,936,586	8,013,907	△77,321	
6 過年度収入	15,000	15,000	-	
1 過年度収入	15,000	15,000	-	
1 諸給与戻入	15,000	15,000	-	過年度分の給与の精算金
7 雑収入	7,921,586	7,998,907	△77,321	
2 延滞金加算金及過料	280,708	388,434	△107,726	延滞金、加算金
1 市税	280,608	388,334	△107,726	
2 一般土地	100	100	-	
3 宝くじ収入	6,100,000	6,100,000	-	宝くじ発売収益金収入見込額
5 償還金	35,651	33,053	2,598	
2 市役所	35,651	33,053	2,598	光熱水費等
6 受講料	700	700	-	
1 職員研修受講料	700	700	-	職員研修の受講料
9 雑収入	1,504,527	1,476,720	27,807	
6 行財政局	1,468,877	1,440,820	28,057	派遣職員の人件費受入等
22 市会事務局	35,650	35,900	△250	

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
25 市 債	72,233,000	73,898,000	△1,665,000	
1 市 債	72,233,000	73,898,000	△1,665,000	起債承認見込額
1 民 生 債	2,025,000	2,810,000	△785,000	民生施設整備事業公債 2,025,000 千円
2 衛 生 債	5,005,000	11,432,000	△6,427,000	神戸市民病院機構貸付金公債 4,371,000 千円 保健衛生施設整備事業公債 634,000 千円
3 環 境 債	3,561,000	4,204,000	△643,000	埋立処分地建設事業公債 259,000 千円 環境工場整備事業公債 2,957,000 千円 事業所等整備事業公債 213,000 千円 収集車両整備事業公債 132,000 千円
4 土 木 債	21,450,000	20,561,000	889,000	道路整備事業公債 13,828,000 千円 公園整備事業公債 4,354,000 千円 河川砂防整備事業公債 1,561,000 千円 海岸保全事業公債 257,000 千円 港湾防災事業公債 1,200,000 千円 自然災害防止事業公債 250,000 千円
5 都 市 計 画 債	6,243,000	8,099,000	△1,856,000	区画整理事業公債 648,000 千円 街路事業公債 5,595,000 千円
6 住 宅 債	142,000	101,000	41,000	住宅建設事業公債 142,000 千円
7 消 防 債	7,390,000	5,189,000	2,201,000	消防施設整備事業公債 7,390,000 千円
8 教 育 債	10,063,000	8,265,000	1,798,000	学校教育施設整備事業公債 6,794,000 千円 社会教育施設整備事業公債 3,269,000 千円
9 其 他	16,354,000	13,237,000	3,117,000	危機管理対策事業公債 555,000 千円 庁舎等整備事業公債 2,056,000 千円 区総合庁舎整備事業公債 606,000 千円 文化施設等整備事業公債 8,323,000 千円 商工施設等整備事業公債 723,000 千円 農政施設整備事業公債 42,000 千円 漁業施設整備事業公債 98,000 千円 農業基盤整備事業公債 116,000 千円 神戸新交通株式会社貸付金公債 1,700,000 千円 高速鉄道事業会計出資金公債 809,000 千円 高速鉄道事業会計補助金公債 301,000 千円 水道事業会計出資金公債 1,025,000 千円
歳 入 合 計	639,642,181	618,302,246	21,339,935	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
1 市 税	343,576,508	331,392,422	12,184,086	3.7	
現 年 課 税 分	341,957,393	329,755,614	12,201,779	3.7	
滞 納 繰 越 分	1,619,115	1,636,808	△17,693	△ 1.1	
1 市 民 税	167,623,504	158,908,761	8,714,743	5.5	
現 年 課 税 分	166,701,494	157,926,472	8,775,022	5.6	
滞 納 繰 越 分	922,010	982,289	△60,279	△ 6.1	
1 個 人	140,391,753	132,672,500	7,719,253	5.8	
現 年 課 税 分	139,504,437	131,713,959	7,790,478	5.9	
当 年 度 分	138,716,601	130,815,661	7,900,940	6.0	
所 得 割	136,171,131	128,337,391	7,833,740	6.1	課税総所得金額の8/100
均 等 割	2,545,470	2,478,270	67,200	2.7	年額3,400円 ※うち400円は認知症事故救済制度等に充当
過 年 度 分	787,836	898,298	△110,462	△ 12.3	
滞 納 繰 越 分	887,316	958,541	△71,225	△ 7.4	
2 法 人	27,231,751	26,236,261	995,490	3.8	
現 年 課 税 分	27,197,057	26,212,513	984,544	3.8	
当 年 度 分	26,610,541	25,617,834	992,707	3.9	
法 人 税 割	20,894,103	19,962,345	931,758	4.7	法人税額の8.4/100(6.0/100)
均 等 割	5,716,438	5,655,489	60,949	1.1	年額50,000円～3,000,000円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
過 年 度 分	586,516	594,679	△8,163	△ 1.4	
滞 納 繰 越 分	34,694	23,748	10,946	46.1	
2 固 定 資 産 税	128,035,683	125,239,351	2,796,332	2.2	課税標準額の1.4/100
現 年 課 税 分	127,486,459	124,735,045	2,751,414	2.2	
滞 納 繰 越 分	549,224	504,306	44,918	8.9	
1 固 定 資 産 税	127,319,447	124,544,325	2,775,122	2.2	
現 年 課 税 分	126,770,223	124,040,019	2,730,204	2.2	
当 年 度 分	126,442,316	123,715,607	2,726,709	2.2	
土 地	41,975,693	41,836,191	139,502	0.3	
家 屋	62,990,180	61,525,770	1,464,410	2.4	
償 却 資 産	21,476,443	20,353,646	1,122,797	5.5	
過 年 度 分	327,907	324,412	3,495	1.1	
滞 納 繰 越 分	549,224	504,306	44,918	8.9	
2 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	716,236	695,026	21,210	3.1	
現 年 課 税 分	716,236	695,026	21,210	3.1	
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	716,236	695,026	21,210	3.1	
3 軽 自 動 車 税	2,011,373	2,108,679	△97,306	△ 4.6	
1 軽 自 動 車 税	29,860	27,677	2,183	7.9	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
滞 納 繰 越 分	29,860	27,677	2,183	7.9	
2 環 境 性 能 割	26,912	157,881	△130,969	△ 83.0	環境性能に応じて取得価格の0～2/100
現 年 課 税 分	-	133,731	△133,731	△ 100.0	
過 年 度 分	26,912	24,150	2,762	11.4	
3 種 別 割	1,954,601	1,923,121	31,480	1.6	1台当たり年額2,000円～12,900円
現 年 課 税 分	1,954,501	1,922,816	31,685	1.6	
過 年 度 分	100	305	△205	△ 67.2	
4 市 た ば こ 税	9,997,088	9,866,499	130,589	1.3	製造たばこ1,000本につき 6,552円
1 市 た ば こ 税	9,997,088	9,866,499	130,589	1.3	
現 年 課 税 分	9,997,088	9,866,499	130,589	1.3	
5 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
1 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
滞 納 繰 越 分	1	1	-	0.0	
6 入 湯 税	311,637	310,087	1,550	0.5	宿泊客:1人1泊150円 日帰客:1人1日75円
1 入 湯 税	311,637	310,087	1,550	0.5	
現 年 課 税 分	311,637	310,087	1,550	0.5	
7 事 業 所 税	10,400,236	10,116,557	283,679	2.8	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25/100
1 事 業 所 税	10,400,236	10,116,557	283,679	2.8	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
現年課税分	10,393,785	10,114,448	279,337	2.8	
当年度分	10,317,351	10,037,702	279,649	2.8	
過年度分	76,434	76,746	△312	△0.4	
滞納繰越分	6,451	2,109	4,342	205.9	
8都市計画税	25,196,986	24,842,487	354,499	1.4	課税標準額の0.3/100
1都市計画税	25,196,986	24,842,487	354,499	1.4	
現年課税分	25,085,417	24,722,061	363,356	1.5	
当年度分	25,076,456	24,715,824	360,632	1.5	
土地	11,562,091	11,547,431	14,660	0.1	
家屋	13,514,365	13,168,393	345,972	2.6	
過年度分	8,961	6,237	2,724	43.7	
滞納繰越分	111,569	120,426	△8,857	△7.4	

### 3 歳出予算の説明

(項)議会費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議 会 費	2,056,454	2,054,367	2,087	0	10,000	35,650	2,010,804
1 議 会 費	2,056,454	2,054,367	2,087	0	10,000	35,650	2,010,804
1 議 員 費	1,210,831	1,224,806	△ 13,975	0	0	0	1,210,831
2 職 員 費	356,761	351,897	4,864	0	0	0	356,761
3 運 営 費	488,862	477,664	11,198	0	10,000	35,650	443,212

#### 議会費の説明

- 議員の報酬、期末手当、旅費等に要する経費である。 1,210,831 千円
  - 職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。 356,761 千円
  - 議会、委員会の運営費、議会活動広報費及び事務に要する経費である。 488,862 千円
- 2,056,454 千円

## (項)総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	46,264,755	40,804,886	5,459,869	2,722,435	2,199,000	4,934,356	36,408,964
1 総 務 費	38,942,687	33,512,465	5,430,222	150,385	1,849,000	3,637,163	33,306,139
1 職 員 費	31,787,672	27,650,559	4,137,113	150,000	0	1,274,633	30,363,039
2 総 務 管 理 費	6,677,833	5,416,390	1,261,443	385	1,837,000	2,343,779	2,496,669
3 職 員 研 修 及 福 利 厚 生 費	477,182	445,516	31,666	0	12,000	18,751	446,431

## (第1目)職員費

本目は、一般職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。

31,787,672 千円

## (第2目)総務管理費

本目は、総務、業務改革、庁舎、法務支援、人事、給与、厚生、総務事務センター、財務、契約監理、各課の一般事務に要する経費である。

6,677,833 千円

## (第3目)職員研修及福利厚生費

本目は、職員の研修、安全衛生、福利厚生に要する経費である。

477,182 千円

## (項)徴税費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
3 徴 税 費	5,600,089	5,514,737	85,352	2,572,050	0	8,000	3,020,039
1 賦 課 徴 収 費	5,599,633	5,514,257	85,376	2,572,050	0	8,000	3,019,583
2 固 定 資 産 審 査 委 員 会 費	456	480	△ 24	0	0	0	456

## (第1目)賦課徴収費

本目は、市税の賦課徴収、税務広報等に要する経費である。

1 一般事務に要する経費	705,572 千円
2 市税機械処理関係経費	2,062,897 千円
3 税務事務に要する経費	1,065,689 千円
4 税務広報に要する経費	5,475 千円
5 還付加算金	10,000 千円
6 市税過年度返還金に要する経費	1,750,000 千円
	5,599,633 千円

## (第2目)固定資産審査委員会費

本目は、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費である。

456 千円

## (項)財産管理費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
4 財 産 管 理 費	1,721,979	1,777,684	△ 55,705	0	350,000	1,289,193	82,786
1 財 産 管 理 費	1,721,979	1,777,684	△ 55,705	0	350,000	1,289,193	82,786

## (第1目)財産管理費

本目は、市有財産の活用、管理保全及び公有地の拡大に関する法律・国土利用計画法の施行に伴う事務、都市整備等基金の積立等に要する経費である。

1 市有財産の活用、管理、保全及び処分に要する経費等	381,915 千円
2 損害保険料	22,745 千円
3 一般土地購入費	100,000 千円
4 規準地の鑑定料等に要する経費	2,250 千円
5 不動産評価審議会等の経費	1,333 千円
6 国土利用計画法に基づく事務等の経費	949 千円
7 都市整備等基金の積立	907,858 千円
8 ファシリティマネジメントの推進	304,929 千円
	1,721,979 千円

## (項)繰出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	203,696,620	217,743,494	△ 14,046,874	13,843,440	2,135,000	40,780,137	146,938,043
1 繰 出 金	187,626,877	210,158,934	△ 22,532,057	13,843,440	2,135,000	34,410,394	137,238,043
1 市 場 事 業 費 へ 繰 出 金	746,574	515,900	230,674	0	0	0	746,574
2 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 へ 繰 出 金	543,821	451,214	92,607	0	0	0	543,821
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 へ 繰 出 金	15,714,155	16,276,210	△ 562,055	8,188,266	0	0	7,525,889
4 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 へ 繰 出 金	4,000	4,000	-	0	0	0	4,000
5 市 街 地 再 開 発 事 業 費 へ 繰 出 金	1,410,505	1,406,972	3,533	0	0	0	1,410,505
6 市 営 住 宅 事 業 費 へ 繰 出 金	1,140,195	712,770	427,425	0	0	0	1,140,195
7 介 護 保 険 事 業 費 へ 繰 出 金	26,236,236	24,841,590	1,394,646	1,494,841	0	0	24,741,395
8 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 へ 繰 出 金	26,155,965	25,105,690	1,050,275	4,160,333	0	0	21,995,632
9 空 港 整 備 事 業 費 へ 繰 出 金	889,497	929,694	△ 40,197	0	0	0	889,497
10 公 債 費 へ 繰 出 金	94,643,445	115,996,715	△ 21,353,270	0	0	27,285,251	67,358,194
11 下 水 道 事 業 会 計 出 金 繰 出 金	5,279,607	5,179,494	100,113	0	0	0	5,279,607
12 港 湾 事 業 会 計 出 金 繰 出 金	7,939,706	9,897,269	△ 1,957,563	0	0	6,990,143	949,563
13 自 動 車 事 業 会 計 出 金 繰 出 金	1,117,403	1,089,040	28,363	0	0	0	1,117,403
14 高 速 鉄 道 事 業 会 計 出 金 繰 出 金	4,718,896	7,579,777	△ 2,860,881	0	1,110,000	135,000	3,473,896
15 水 道 事 業 会 計 出 金 繰 出 金	1,085,804	171,543	914,261	0	1,025,000	0	60,804
16 工 業 用 水 道 事 業 会 計 出 金 繰 出 金	1,068	1,056	12	0	0	0	1,068

繰出金の説明

○市場事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	746,574 千円
○食肉センター事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	543,821 千円
○国民健康保険事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	15,714,155 千円
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	4,000 千円
○市街地再開発事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	1,410,505 千円
○市営住宅事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	1,140,195 千円
○介護保険事業費へ繰出金	低所得者保険料軽減負担金及び 一般財源所要額繰出	26,236,236 千円
○後期高齢者医療事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	26,155,965 千円
○空港整備事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	889,497 千円
○公債費へ繰出金	公債元利償還予定額等繰出	94,643,445 千円
○下水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	5,279,607 千円
○港湾事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	7,939,706 千円
○自動車事業会計へ繰出金	経営改善促進補助金等繰出	1,117,403 千円
○高速鉄道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出等	4,718,896 千円
○水道事業会計へ繰出金	阪神水道企業団繰出金等 に対する繰出	1,085,804 千円
○工業用水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	1,068 千円
		187,626,877 千円

## (項)雑出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
2 雑 出	16,069,743	7,584,560	8,485,183	0	0	6,369,743	9,700,000
1 諸 費	16,069,743	7,584,560	8,485,183	0	0	6,369,743	9,700,000

## (第1目)諸費

本目は、公債基金の積立等に要する経費である。

16,069,743 千円

## (項)予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
16 予 備 費	1,200,000	700,000	500,000	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	700,000	500,000	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	700,000	500,000	-	-	-	1,200,000

1,200,000 千円

#### 4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
旧乾邸外壁・防水改修	令和8年度～令和9年度	34,000	旧乾邸外壁・防水改修に要する経費
市役所本庁舎2号館再整備事業	令和8年度～令和11年度	18,698,000	市役所本庁舎2号館再整備事業に要する経費
庁舎等借上料	令和8年度～令和11年度	1,134,000	庁舎の借上に要する経費
自動車借上料	令和8年度～令和15年度	51,000	自動車の借上に要する経費
自動車借上料	令和8年度～令和16年度	51,000	自動車の借上に要する経費
本庁舎1号館地下階設備改修工事	令和8年度～令和9年度	658,000	市役所本庁舎1号館の改修に要する経費
本庁舎執務室他LED改修工事	令和8年度～令和9年度	217,000	市役所本庁舎のLED改修に要する経費
法務支援・コンプライアンス等推進業務	令和8年度～令和12年度	56,000	法務相談対応等に関する法務支援専門官の業務及びコンサルティング業務の委託に要する経費
人事給与システムの再構築	令和8年度～令和12年度	1,752,000	人事給与支援システムの構築に要する経費
オンライン本人確認システムの導入	令和8年度～令和9年度	4,000	オンライン本人確認システムの導入に要する経費
令和8年度地方債証券共同発行連帯債務	令和8年度～令和19年度	1,075,000,000 外に利息相当額	市役所本庁舎2号館再整備事業に要する経費
インターネット回線等	令和8年度～令和10年度	1,000	インターネット回線の契約に要する経費 料金受取人払に要する経費
中央区神戸港地方一里山法面对策工事	令和8年度～令和9年度	112,000	法面对策に要する経費
税務事務人材派遣等	令和8年度～令和9年度	46,000	税務事務の人材派遣に要する経費
自動音声案内の導入等	令和8年度～令和10年度	3,000	自動音声案内の導入等に要する経費
運搬用機器借上げ	令和8年度～令和12年度	4,000	運搬用機器借上げに要する経費

#### 4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
課税システム改修業務	令和8年度～令和9年度	328,000	課税システムの改修に要する経費
本会議及び委員会記録反訳	令和8年度～令和9年度	12,000	本会議及び委員会記録反訳に要する経費

## 5 市 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,025,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	4,371,000			
保健衛生施設整備事業	634,000			
埋立処分地建設事業	259,000			
環境工場整備事業	2,957,000			
事業所等整備事業	213,000			
収集車両整備事業	132,000			
道路整備事業	13,828,000			
公園整備事業	4,354,000			
河川砂防整備事業	1,561,000			
海岸保全事業	257,000			
港湾防災事業	1,200,000			
自然災害防止事業	250,000			
区画整理事業	648,000			
街路事業	5,595,000			
住宅建設事業	142,000			
消防施設整備事業	7,390,000			
学校教育施設整備事業	6,794,000			
社会教育施設整備事業	3,269,000			
危機管理対策事業	555,000			
庁舎等整備事業	2,056,000			
区総合庁舎整備事業	606,000			
文化施設等整備事業	8,323,000			
商工施設等整備事業	723,000			
農政施設整備事業	42,000			
漁業施設整備事業	98,000			
農業基盤整備事業	116,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,700,000			
高速鉄道事業会計出資金	809,000			
高速鉄道事業会計補助金	301,000			
水道事業会計出資金	1,025,000			

## 6 一時借入金

借入最高額

90,000,000 千円

地方債の令和6年度末における現在高並びに令和7年度末及び  
令和8年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込み		令和8年度末 現在高見込額
			令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還見込額	
1 普通債	520,083,039	597,677,169	55,879,000	32,506,509	621,049,660
(1) 民生債	26,368,357	30,057,594	2,025,000	327,763	31,754,831
(2) 衛生債	51,239,548	57,764,905	5,005,000	3,912,372	58,857,533
(3) 環境債	46,502,842	50,700,220	3,561,000	4,236,329	50,024,891
(4) 土木債	170,271,202	195,483,211	21,450,000	8,507,748	208,425,463
(5) 都市計画債	66,537,219	73,210,267	6,243,000	4,977,463	74,475,804
(6) 住宅債	1,652,613	1,741,033	142,000	215,733	1,667,300
(7) 消防債	18,813,818	23,248,873	7,390,000	2,445,828	28,193,045
(8) 教育債	138,697,440	165,471,066	10,063,000	7,883,273	167,650,793
2 災害復旧債	3,270,726	2,844,285	-	616,905	2,227,380
3 その他	134,818,083	143,231,996	16,354,000	11,092,306	148,493,690
(1) 出資金	58,894,102	56,040,231	1,834,000	6,133,027	51,741,204
(2) 貸付金	29,259,900	29,028,877	1,700,000	1,404,200	29,324,677
(3) その他	46,664,081	58,162,888	12,820,000	3,555,079	67,427,809
4 減税補てん債	19,304,000	17,285,400	-	4,565,000	12,720,400
5 臨時税収補てん債	799,001	799,001	-	-	799,001
6 臨時財政対策債	608,684,547	581,727,373	-	29,157,083	552,570,290
7 退職手当債	5,148,000	5,148,000	-	-	5,148,000
合 計	1,292,107,396	1,348,713,224	72,233,000	77,937,803	1,343,008,421

(予算第 12 号議案)

## 令和 8 年度神戸市公債費予算

## 公 債 費

### 1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		214,087,208	
	1 他 会 計 繰 入 金	148,270,919	
	2 基 金 繰 入 金	65,816,289	
2 市 債		118,554,400	
	1 市 債	118,554,400	
歳 入 合 計		332,641,608	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		332,641,608	
	1 公 債 費	332,641,608	
歳 出 合 計		332,641,608	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 繰 入 金	214,087,208	228,354,445	△ 14,267,237	
1 他 会 計 繰 入 金	148,270,919	174,466,708	△ 26,195,789	公債元利償還金、一時借入金利息及び発行手数料その他公債諸費に充当するための各会計からの繰入金
1 一 般 会 計 繰 入 金	94,643,445	115,996,715	△ 21,353,270	
1 元 金	20,809,903	20,098,150	711,753	
2 利 子	14,080,442	11,316,818	2,763,624	
3 公 債 諸 費	965,292	896,454	68,838	
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	
5 満 期 一 括 償 還 積 立 金	58,757,808	83,655,293	△ 24,897,485	
2 市 場 事 業 費 繰 入 金	772,659	560,608	212,051	
1 元 金	323,208	242,132	81,076	
2 利 子	115,804	50,464	65,340	
3 公 債 諸 費	17,447	2,412	15,035	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	316,200	265,600	50,600	
3 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 繰 入 金	231,394	128,980	102,414	
1 元 金	136,045	86,843	49,202	
2 利 子	19,412	11,939	7,473	
3 公 債 諸 費	2,737	1,698	1,039	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	73,200	28,500	44,700	
4 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 繰 入 金	74,384	150,893	△ 76,509	
1 元 金	74,384	150,893	△ 76,509	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
5 市街地再開発 事業費 繰入金	1,799,916	1,928,891	△ 128,975	
1 元 金	100,835	82,053	18,782	
2 利 子	225,283	205,187	20,096	
3 公債諸費	7,698	17,451	△ 9,753	
4 満期一括 償還立 積立金	1,466,100	1,624,200	△ 158,100	
6 市営住宅 事業費 繰入金	8,681,371	8,579,936	101,435	
1 元 金	4,669,794	4,932,109	△ 262,315	
2 利 子	776,108	590,141	185,967	
3 公債諸費	89,769	86,686	3,083	
4 満期一括 償還立 積立金	3,145,700	2,971,000	174,700	
7 空港整備 事業費 繰入金	760,841	809,129	△ 48,288	
1 元 金	180,050	207,514	△ 27,464	
2 利 子	73,760	91,856	△ 18,096	
3 公債諸費	5,431	3,959	1,472	
4 満期一括 償還立 積立金	501,600	505,800	△ 4,200	
8 下水道 事業会計 繰入金	9,943,831	9,468,995	474,836	
1 元 金	7,900,781	7,539,539	361,242	
2 利 子	1,970,923	1,887,439	83,484	
3 公債諸費	72,127	42,017	30,110	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
9 港 湾 事 業 会 計 入 金	13,706,369	16,205,567	△ 2,499,198	
1 元 金	11,466,137	14,602,962	△ 3,136,825	
2 利 子	2,110,046	1,484,856	625,190	
3 公 債 諸 費	130,186	117,749	12,437	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	0	0	0	
10 自 動 車 事 業 会 計 入 金	1,277,413	984,546	292,867	
1 元 金	1,187,876	918,242	269,634	
2 利 子	82,991	58,952	24,039	
3 公 債 諸 費	6,546	7,352	△ 806	
11 高 速 鉄 道 事 業 会 計 入 金	13,686,655	17,189,018	△ 3,502,363	
1 元 金	11,812,591	15,201,222	△ 3,388,631	
2 利 子	1,797,771	1,897,803	△ 100,032	
3 公 債 諸 費	76,293	89,993	△ 13,700	
12 水 道 事 業 会 計 入 金	2,381,761	2,156,861	224,900	
1 元 金	1,652,898	1,682,138	△ 29,240	
2 利 子	670,422	408,745	261,677	
3 公 債 諸 費	58,441	65,978	△ 7,537	
13 工 業 用 水 道 事 業 会 計 入 金	310,099	306,569	3,530	
1 元 金	252,579	248,606	3,973	
2 利 子	55,298	55,413	△ 115	
3 公 債 諸 費	2,222	2,550	△ 328	

## 2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
14 駐 車 場 事 業 費 繰 入 金	781	0	781	
1 元 金	0	0	0	
2 利 子	560	0	560	
3 公 債 諸 費	221	0	221	
4 満 期 一 括 償 還 金 繰 立 金	0	0	0	
2 基 金 繰 入 金	65,816,289	53,887,737	11,928,552	公債基金からの繰入金
1 公 債 基 金 繰 入 金	65,816,289	53,887,737	11,928,552	
1 元 金	65,630,648	53,692,628	11,938,020	
2 利 子	185,310	194,771	△ 9,461	
3 公 債 諸 費	331	338	△ 7	
2 市 債	118,554,400	86,775,000	31,779,400	
1 市 債	118,554,400	86,775,000	31,779,400	
1 借 換 債	118,554,400	86,775,000	31,779,400	公募債等の借換額
歳 入 合 計	332,641,608	315,129,445	17,512,163	

### 3 歳出予算の説明

(項)公債費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 公 債 費	332,641,608	315,129,445	17,512,163	-	118,554,400	119,443,763	94,643,445
1 公 債 費	332,641,608	315,129,445	17,512,163	-	118,554,400	119,443,763	94,643,445
1 元 金	244,572,129	206,044,136	38,527,993	-	118,554,400	105,207,826	20,809,903
2 利 子	22,164,130	18,254,384	3,909,746	-	-	8,083,688	14,080,442
3 公 債 諸 費	1,434,741	1,334,637	100,104	-	-	469,449	965,292
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000
5 減 債 積 立 金	64,440,608	89,466,288	△ 25,025,680	-	-	5,682,800	58,757,808

#### 公債費の説明

○ 公債の元金償還金	244,572,129 千円
○ 公債の利子及び割引発行の場合の割引料	22,164,130 千円
○ 公債の発行及び償還に伴う諸費	1,434,741 千円
○ 歳計現金不足を補うための一時借入金の利子	30,000 千円
○ 満期一括償還積立金	64,260,608 千円
○ 公債基金への積立	180,000 千円
	332,641,608 千円

#### 地方債の令和6年度末における現在高並びに令和7年度末及び令和8年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令 和 6 年 度 末 現 在 高	令 和 7 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 8 年 度 中 増 減 見 込 み		令 和 8 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			令 和 8 年 度 中 起 債 見 込 額	令 和 8 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
公 債 基 金 債	23,377,752	20,306,241	180,000	4,201,348	16,284,893

### Ⅲ 関 連 議 案

## 第 2 号議案

神戸市公文書等管理条例の件

神戸市公文書等管理条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公文書等管理条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 公文書の管理（第 5 条－第 13 条）

第 3 章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第 14 条－第 35 条）

第 4 章 神戸市公文書等管理委員会（第 36 条－第 40 条）

第 5 章 雑則（第 41 条－第 44 条）

### 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議会の議長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 本市地方独立行政法人 本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政

法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

- (3) 公文書 実施機関又は本市地方独立行政法人（以下「実施機関等」という。）の職員（本市地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（フィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下これらを「文書等」という。）であって、当該実施機関等の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 新聞、雑誌、書籍その他の刊行物で不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - イ 特定歴史公文書等
  - ウ 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理がされているもの（イに掲げるものを除く。）
- (4) 法人公文書 公文書のうち、本市地方独立行政法人が保有しているものをいう。
- (5) 歴史公文書 歴史資料として重要な公文書をいう。
- (6) 特定歴史公文書 次に掲げるものをいう。
- ア 第10条第1項及び第2項の規定により引き続き保存する措置がとられたもの並びに同条第4項及び第6項の規定により市長に移管されたもの
  - イ 第13条第2項の規定により市長に移管されたもの
- (7) 特定歴史公文書等 次に掲げるものをいう。
- ア 特定歴史公文書
  - イ 法人その他の団体（実施機関等を除く。以下同じ。）又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書等で、市政の運営にとって重要な歴史資料として市長が認め、当該法人その他の団体又は個人から市長へ寄贈され、又は寄託されたもの（公文書として用いられるものを除く。）
- (8) 公文書等 公文書及び特定歴史公文書等をいう。
- （他の法令等との関係）

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（実施機関等の責務）

第4条 実施機関は、公文書等の適正な管理の重要性を認識し、この条例の定めるところに従い、その作成、整理、保存等を行わなければならない。

2 本市地方独立行政法人は、公文書等の適正な管理の重要性を認識し、この条例の趣旨にのっとり、適正な管理に資するために必要な措置を講じなければならない。

## 第2章 公文書の管理

（公文書の作成）

第5条 実施機関の職員は、当該実施機関における意思決定に当たっては、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成するもののうち、処理に係る事案が重要なものについては、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、公文書を作成しなければならない。

3 実施機関の職員は、事務及び事業の実績については、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

（公文書の整理等）

第6条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、効率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。

2 実施機関は、単独で管理することが適当であると認める公文書及び前項の規定によりまとめた簿冊（以下「簿冊等」という。）について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 実施機関は、その定めるところにより、前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

（保存期間が満了したときの措置の定め等）

第7条 市長は、簿冊等について、保存期間（前条第3項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできるだけ早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた保存期間が満了したときの措置を変更することができる。

3 市長以外の実施機関は、市長と協議を行い、簿冊等について、保存期間の満了前のできるだけ早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては市長に移管する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない。

4 市長以外の実施機関は、必要があると認めるときは、市長と協議を行い、前項の規定により定めた保存期間が満了したときの措置を変更することができる。

5 実施機関が歴史公文書に該当するものを選別するための基準として、市長は、歴史公文書選別基準を制定するものとする。

6 市長は、前項の歴史公文書選別基準を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ神戸市公文書等管理委員会（第36条第1項の規定により設置する市長の附属機関をいう。以下同じ。）の意見を聴かななければならない。

（公文書の保存）

第8条 実施機関は、簿冊等について、当該簿冊等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（公文書目録の作成及び公表）

第9条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項を記載した目録（以下「公文書目録」という。）を作成するものとする。ただし、1年未満の保存期間が設定された簿冊等については、この限りでない。

2 実施機関は、前項の公文書目録を、インターネットの利用その他適切な方法

により、一般の閲覧に供するものとする。

(保存期間が満了した公文書の取扱い)

第10条 市長は、保存期間が満了した簿冊等について、第7条第1項及び第2項の規定により定めた措置に基づき、引き続き保存する措置をとり、又は廃棄しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第7条第1項及び第2項の規定により廃棄する措置をとるべきと定めた簿冊等であっても、当該簿冊等が歴史公文書選別基準に照らして歴史公文書に該当すると認めるときは、これを引き続き保存する措置をとるものとする。

3 市長は、前2項の規定により引き続き保存する措置をとる簿冊等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨を記録しなければならない。

4 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、第7条第3項及び第4項の規定により定めた措置に基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

5 市長以外の実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した簿冊等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

6 市長は、前項の規定により協議のあった簿冊等が歴史公文書選別基準に照らして歴史公文書に該当すると認めるときは、当該簿冊等を保有する市長以外の実施機関に対し、これを市長に移管する措置をとることを求めるものとする。この場合において、当該実施機関は、市長の求めを踏まえ、当該簿冊等を市長に移管することが適切であると認めるときは、これを市長に移管するものとする。

7 市長以外の実施機関は、第4項及び前項の規定により市長に移管する簿冊等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第11条 市長以外の実施機関は、毎年度、公文書の管理の状況について市長に報

告しなければならない。

- 2 市長は、毎年度、実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（公文書管理体制の整備）

- 第12条 実施機関は、別に規程を定め、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

（法人公文書の管理）

- 第13条 本市地方独立行政法人は、第5条、第6条及び第8条の規定に準じて、法人公文書を適正に管理するものとする。

- 2 本市地方独立行政法人は、保存期間が満了した法人公文書について、歴史公文書に該当するものにあつては市長に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

- 3 本市地方独立行政法人は、前項の規定により市長に移管する法人公文書について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

### 第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

（特定歴史公文書等の保存等）

- 第14条 市長は、特定歴史公文書等について、第34条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずる等適正な管理を行わなければならない。

- 4 市長は、特定歴史公文書等の分類、名称その他特定歴史公文書等の適切な保

存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により、一般の閲覧に供するものとする。

(特定歴史公文書等の利用の請求)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対して特定歴史公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)をすることができる。

2 利用請求をしようとする者は、市長に対して、次の事項を記載した請求書(以下「利用請求書」という。)を提出しなければならない。ただし、利用請求に係る特定歴史公文書等に、公表を目的として作成し、又は取得した情報その他明らかに利用することができる情報が記載されている場合であって、市長が利用請求書の提出を要しないと認めたときは、利用請求以外の市長が定める簡易な方法によることができる。

(1) 利用請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所を除く。)並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 利用請求に係る前条第4項の目録に記載された特定歴史公文書等の名称

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者(以下「利用請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求の取扱い)

第16条 市長は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。)第10条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第10条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第10条第3号に掲げる情報

エ 情報公開条例第10条第5号ア又はオに掲げる情報

オ 情報公開条例第10条第6号に掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書等が、法人その他の団体又は個人から、その全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第10条第3項の規定による記録がされ、又は同条第7項若しくは第13条第3項の規定による意見が付されている場合には、当該記録又は意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(特定歴史公文書等の利用請求に対する決定)

第17条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させない旨の決定をした場合は、その理由を併せて通知しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させない旨の決定をした場合において、当該特定歴史公文

書等の全部又は一部について利用させることができるようになる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

（特定歴史公文書等の利用決定等の期限）

第18条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求のあった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する期間内に利用決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、同項に規定する期間内に、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 利用請求者は、市長が前2項の規定による期間（前項の場合にあつては、同項の規定により延長しうる最長の期間）を経過した後においても、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部について利用決定等をしないとき（次条第1項の規定による通知があつたときを除く。）は、当該利用決定等がされていない特定歴史公文書等を利用させない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（特定歴史公文書等の利用決定等の期限の特例）

第19条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があつた日から起算して45日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

2 利用請求者は、前項の規定による通知があった場合において、市長が同項第2号に規定する期限を経過した後においても、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部について利用決定等をしないときは、当該利用決定等がされていない特定歴史公文書等を利用させない旨の決定があったものとみなすことができる。

(本人情報の取扱い)

第20条 市長は、第16条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、本人であることを示す書類で市長が定めるものの提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 利用請求に係る特定歴史公文書等に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(1) 本市

(2) 国

(3) 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等

(4) 他の地方公共団体

(5) 地方独立行政法人

(6) 利用請求者

2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第10条第1号及び第2号

に規定する人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後速やかに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用の方法)

第22条 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法により行う。

- 2 市長は、前項の規定により特定歴史公文書等を閲覧に供し、又はその写しを交付する場合において、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該特定歴史公文書等を複写したものを閲覧に供し、又は当該特定歴史公文書等を複写したものの写しを交付することができる。

(費用の負担)

第23条 前条の規定に基づき特定歴史公文書等(同条第2項の規定により特定歴史公文書等を複写したものを含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求に関する手続)

第24条 市長は、利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に関する事項について、遅滞なく神戸市公文書等管理委員会に諮問し、その答申を尊重

して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定による指名をすることを要しない。

（諮問をした旨の通知）

第25条 市長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第26条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等の利用に反対の意思を表示している場合に限る。）

（神戸市公文書等管理委員会の調査権限等）

第27条 神戸市公文書等管理委員会は、第24条第1項の規定により市長から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、市長に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合において、何人も、神戸市公文書等管理委員会に対し、その提示された特定歴史公

文書等の開示を求めることができない。

- 2 市長は、神戸市公文書等管理委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 神戸市公文書等管理委員会は、第24条第1項の規定により市長から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、市長に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を神戸市公文書等管理委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、神戸市公文書等管理委員会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、神戸市公文書等管理委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は市長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第28条 神戸市公文書等管理委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、神戸市公文書等管理委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、神戸市公文書等管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第29条 審査請求人等は、神戸市公文書等管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、神戸市公文書等管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第30条 審査請求人等は、神戸市公文書等管理委員会に対し、神戸市公文書等管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、神戸市公文書等管理委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことが

できない。

2 神戸市公文書等管理委員会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第31条 神戸市公文書等管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

2 市長は、諮問に対する答申を得たときは、その内容を公表するものとする。

(利用の促進)

第32条 市長は、特定歴史公文書等（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関等による利用の特例)

第33条 実施機関等が第10条第1項及び第2項の規定により引き続き保存する措置をとり、又は同条第4項及び第6項若しくは第13条第2項の規定により市長に移管した特定歴史公文書について、当該実施機関等がそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために当該特定歴史公文書を必要とするときは、市長が定めるところにより、第15条に規定する利用請求の手続によることなく当該特定歴史公文書を利用することができる。この場合において、第16条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第34条 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書等が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書等を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ神戸市公文書等管理委員会に意見を聴かななければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、その概要を公表しなければならない。

#### 第4章 神戸市公文書等管理委員会

(神戸市公文書等管理委員会の設置)

第36条 公文書等の管理に係る施策の適正かつ円滑な実施を図るため、市長の附属機関として、神戸市公文書等管理委員会を置く。

2 神戸市公文書等管理委員会は、第7条第6項、第24条第1項及び第34条第2項の規定により市長から諮問を受けた事項その他公文書等の管理に関する重要な事項について調査審議を行う。

(組織)

第37条 神戸市公文書等管理委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(資料の提出等の求め)

第38条 神戸市公文書等管理委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第39条 神戸市公文書等管理委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第24条第1項の規定によりその権限に属するものとされた事項に係る調査審議を除き、神戸市公文書等管理委員会が認めた場合は、公開することができる。

(神戸市公文書等管理委員会に係る事項に関する規則への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、神戸市公文書等管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

(出資法人等の文書等の管理)

第41条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨

にのっとり、その保有する文書等の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関等は、出資法人等に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言に努めるものとする。

(市長の調整)

第42条 市長は、この条例の目的を達成する範囲内において必要があると認めるときは、公文書等の管理について、市長以外の実施機関及び本市地方独立行政法人に対し、報告を求め、又は助言することができる。

(研修等の必要な措置)

第43条 実施機関等は、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために、当該実施機関等の職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条第3項及び第7項、第13条第3項、第3章並びに附則第7項の規定については、神戸市歴史公文書館条例(令和8年 月条例第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から前項ただし書の施行の日の前日までの間における第36条第2項及び第39条の規定の適用については、第36条第2項中「第7条第6項、第24条第1項及び第34条第2項の規定により」とあるのは、「第7条第6項の規定により」とし、第39条中「ただし、第24条第1項の規定によりその権限に属するものとされた事項に係る調査審議を除き、神戸市公文書等管理委員会が認めた場合」とあるのは、「ただし、神戸市公文書等管理委員会が認めた場合」とする。
- 3 第2章の規定は、施行日以後に実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得する公文書について適用する。

- 4 施行日において現に実施機関が保有している保存期間の満了前の公文書（以下「施行日保有公文書」という。）のうち、保存期間が満了したときの措置を定めていないものについては、第7条第1項又は第3項の規定の例により定めるものとする。
- 5 施行日保有公文書に係る保存、公文書目録の作成及び公表、保存期間の延長並びに管理状況の報告及び公表については、第6条第3項、第8条、第9条及び第11条の規定の例による。
- 6 施行日保有公文書に係る保存期間が施行日以降に満了する場合における当該公文書の取扱いについては、第10条の規定の例による。この場合において、第10条第1項及び第2項中「第7条第1項及び第2項の規定により定めた措置」並びに第10条第4項中「第7条第3項及び第4項の規定により定めた措置」とあるのは、附則第4項の規定により定めた措置を除き、「施行日において現に定められている保存期間満了時の措置」と読み替えるものとする。
- 7 施行日において現に実施機関が、歴史的価値があつて後世に残すべき重要な公文書に該当するものとして、保存期間を満了した後も特別に保存している公文書については、当該公文書に関し第14条第4項の目録に相当するものを作成し、当該目録を一般の閲覧に供した場合に、特定歴史公文書等とみなす。
- 8 施行日において現に本市地方独立行政法人が保有している法人公文書であつて、歴史公文書に該当するものがある場合は、第13条第2項及び第3項の規定の例により、市長に移管することができる。

（情報公開条例の一部改正）

- 9 情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（<u>フィルム</u>を含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>ア <u>新聞、雑誌、書籍その他の刊行物で不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u></p> <p>イ <u>神戸市公文書等管理条例（令和8年 月条例第 号）第2条第7号に規定する特定歴史公文書等</u></p> <p>ウ <u>図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（<u>マイクロフィルム</u>を含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p>

利用に供することを目的として  
管理がされているもの（イに掲  
げるものを除く。）

(2)、(3) [略]

第29条 削除

(他の制度との調整)

第30条 [略]

2 [略]

(2)、(3) [略]

(公文書の管理)

第29条 実施機関は、情報公開制度の  
適正かつ円滑な運用に資するため、  
公文書を適正に管理するものとす  
る。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、  
保存及び廃棄に関する基準その他の  
公文書の管理に関する必要な事項に  
ついて定めるものとする。

(他の制度との調整)

第30条 [略]

2 [略]

3 この条例は、市立図書館、市立博物  
館その他の市の機関が市民の利用に  
供することを目的として管理してい  
る公文書については、適用しない。

理 由

公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図るに当たり、条例を制定する必要があるため。

### 第 3 号議案

神戸市歴史公文書館条例の件

神戸市歴史公文書館条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市歴史公文書館条例

(設置)

第 1 条 神戸市公文書等管理条例(令和 8 年 月条例第 号)の趣旨にのっとり、特定歴史公文書等(同条例第 2 条第 7 号の特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)を適切に保存し、及び市民等の利用に供するため、公文書館法(昭和 62 年法律第 115 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、神戸市歴史公文書館(以下「歴史公文書館」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 歴史公文書館の位置は、次のとおりとする。

神戸市兵庫区本町 2 丁目 3 番 33 号

(事業)

第 3 条 歴史公文書館においては、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特定歴史公文書等を整理及び保存し、一般の利用に供すること。
- (2) 特定歴史公文書等に関する調査研究を行うこと。
- (3) 特定歴史公文書等の利用の促進を図るための普及活動を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 4 条 歴史公文書館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 閲覧室
- (2) 展示室
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、歴史公文書館を利用する者の便益に供する施設

(開館時間及び休館日)

第5条 歴史公文書館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(入館料)

第6条 歴史公文書館の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、歴史公文書館への入館を拒絶し、又は歴史公文書館からの退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設若しくはその附属設備（以下「施設等」という。）又は歴史公文書館に所蔵する特定歴史公文書等その他の資料（以下「所蔵資料」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第8条 何人も、歴史公文書館内において、歴史公文書館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(損害の賠償等)

第9条 施設等又は所蔵資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(施行細目の委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

理 由

神戸市歴史公文書館を設置するに当たり、条例を制定する必要があるため。

#### 第 4 号議案

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例の件

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例

次の各号に掲げる者に係る退職手当の額については、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 9 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) この条例の施行の日において市長の職にある者 条例第 4 条第 2 項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に 100 分の 40 を乗じて得た額を減じて得た額
- (2) この条例の施行の日以降における前号に掲げる者の任期において副市長の職に就いたことのある者 条例第 4 条第 2 項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用範囲）

- 2 この条例の規定は、本則第 1 号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期に係る退職手当について適用し、本則第 2 号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期と重なりのある副市長の任期に係る退職手当について適用する。

（特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例の廃止）

- 3 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額

の特例に関する条例（令和４年３月条例第62号）は、廃止する。

#### 理 由

市長及び副市長の退職手当について減額を行うに当たり、条例を制定する必要があるため。

第 5 号議案

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

(特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>令和 8 年 4 月分</u> から <u>令和 9 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年 3 月条例第 9 号）	<u>令和 7 年 4 月分</u> から <u>令和 8 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年 3 月条例第 9 号）

<p>第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例(平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、<u>令和8年度</u>の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、<u>令和7年度</u>の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当</p>

<p>に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の230</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の230</u>（市長にあつては<u>100分の230</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の230</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p>に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の232.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の232.5</u>（市長にあつては<u>100分の232.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の232.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 6 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た</u></p>

3～5 [略]

6 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項から前項までの例により算出した額の合計額とする。

7 通勤の実情に変更を生ずることとなったものとして人事委員会規則で定める者のうち、転居後の住居（当該住居に相当するものとして任命権者が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車

額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3～5 [略]

6 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項本文の規定及び前3項の例により算出した額の合計額とする。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。

その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項から前項までの規定による額

8 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項から第5項までの規定による額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場

合においては、その合計額)の合計額  
が150,000円を超える職員の通勤手  
当の額は、第2項から前項までの規  
定にかかわらず、当該職員の通勤手  
当に係る支給単位期間のうち最も長  
い支給単位期間につき、150,000円に  
当該支給単位期間の月数を乗じて得  
た額とする。

9～12 [略]

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものについては、  
給与から控除することができる。

(1)～(9) [略]

(10) 旅費条例第22条第1項に規定  
する旅費

7～10 [略]

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものについては、  
給与から控除することができる。

(1)～(9) [略]

(職員退職手当金条例の一部改正)

第2条 神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の一部を次のよ  
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及  
び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線  
又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)  
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改  
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当からの控除)	(退職手当からの控除)

第20条 神戸市職員の給与等に関する  
 条例第23条第1号から第3号まで、  
 第5号から第7号まで及び第10号に  
 掲げるものについては、退職手当か  
 ら控除することができる。

第20条 神戸市職員の給与等に関する  
 条例第23条第1号から第3号まで及  
 び第5号から第7号までに掲げるも  
 のについては、退職手当から控除す  
 ることができる。

(旅費条例の一部改正)

第3条 旅費条例(昭和27年7月条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に<u>特別の定め</u>がある場合を除く<u>ほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>内国旅行</u> 本邦(本州、北海道、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に<u>特別の定</u>がある場合を除く<u>外</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p>

四国、九州及び規則で定めるその  
附属の島の存する領域をいう。以  
下同じ。)における旅行をいう。

(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以  
外の領域（公海を含む。）をいう。  
以下同じ。）との間における旅行及  
び外国における旅行をいう。

(4) 出張 職員が公務のため一時そ  
の在勤公署（常時勤務する在勤公署  
のない場合又は任命権者が認める  
場合には、その住所、居所その他任  
命権者が認める場所）を離れて旅行  
し、又は職員以外の者が公務のため  
一時その住所若しくは居所を離れ  
て旅行することをいう。

(5) 赴任 新たに採用された職員  
（本市の要請により国家公務員若  
しくは他の地方公共団体の地方公  
務員から引き続いて職員となつた  
者又は専門的な知識経験等を有す  
る者その他規則で定める職員に限  
る。）がその採用に伴う移転のため  
住所若しくは居所から在勤公署に  
旅行し、又は転任を命ぜられた職員  
がその転任に伴う移転のため旧在  
勤公署から新在勤公署に旅行する  
ことをいう。

(6) 帰任 職員が退職し、又は死亡  
した場合において、その職員又はそ

(2) 出張 職員が公務のため一時そ  
の在勤庁（常時勤務する在勤庁のな  
い職員については、その住所又は居  
所）を離れて旅行し、又は職員以外  
の者が公務のため一時その住所若  
しくは居所を離れて旅行すること  
をいう。

(3) 赴任 新たに採用された職員  
（本市の要請により国家公務員若  
しくは他の地方公共団体の地方公  
務員から引き続いて職員となつた  
者又は専門的な知識経験等を有す  
る者その他市長が定める職員に限  
る。）がその採用に伴う移転のため  
住所若しくは居所から在勤地に旅  
行し、又は転任を命ぜられた職員  
がその転任に伴う移転のため旧在  
勤地から新在勤地に旅行すること  
をいう。

の遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員  
の配偶者(婚姻の届出をしていない  
が、事実上婚姻関係と同様の事情に  
ある者を含む。以下同じ。)、子、  
父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職  
員と生計を一にするものをいい、外  
国旅行にあつては職員の配偶者及  
び子で職員と生計を一にするもの  
をいう。

(8) [略]

(9) 旅行役務提供者 旅行者(旅  
行業法(昭和27年法律第239号)第  
6条の4第1項に規定する旅行業  
者をいう。)その他の規則で定める  
者(以下「旅行者等」という。)  
であつて、本市と旅行役務提供契約  
(旅行者等が本市に対して旅行  
に係る役務その他の規則で定める  
ものを旅行者に提供することを約  
し、かつ、本市が当該旅行者等に  
対して当該旅行に係る旅費に相当  
する金額を支払うことを約する契  
約又はこれに準ずる規則で定める  
契約をいう。以下同じ。)  
を締結し  
たものをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出  
をしないが事実上婚姻関係と同様  
の事情にある者を含む。以下同  
じ。)、子、父母、孫、祖父母及び  
兄弟姉妹で主として職員の収入に  
よつて生計を維持しているもの  
をいう。

(5) [略]

2 この条例において「何級の職務」  
という場合には、神戸市職員の給与

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者（教育長にあつては、教育委員会。第11条第1項及び第12条を除き、以下同じ。）が市長と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第17条第1項第2号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行中に死亡したときは、当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規

定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に

3 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

4 風水震火災その他非常災害による交通遮断、交通機関の事故その他不可抗力又は公務上の必要により、職員（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表に掲げる程度の身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）が、常例としている通勤の方法及び経路と異なる方法及び経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該職員に対し、鉄道賃、船賃又は車賃を支給することができる。

5 前各項の規定に該当する場合を除

該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他本市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

く外、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項から第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 [略]

3 任命権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 任命権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 [略]

3 任命権者は、旅行命令等を発し、又は変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」と

等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

いう。)に当該旅行に関する事項を記載し、当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、提示する時間がない場合には、口頭により旅行命令等を送し、又は変更することができる。

4 任命権者は、口頭により旅行命令等を送し、又は変更した場合には、速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条に規定する種目及び第8条から第19条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

3 [略]

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額

により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日  
当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1  
夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行  
中の夜数に応じ1夜当たりの定額に  
より支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居  
所の移転について、路程に応じ一定  
距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は  
居所の移転について、定額により支  
給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶  
養親族の住所又は居所の移転につい  
て、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の  
経路及び方法により旅行した場合の  
旅費により計算する。但し、公務上の  
必要又は天災その他やむを得ない事  
情により最も経済的な通常の経路又  
は方法によつて旅行し難い場合に  
は、その現によつた経路及び方法に  
よつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第  
3項の規定に該当する場合を除く  
外、旅行のために現に要した日数に

よる。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第5条に規定する鉄道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金（内国旅行にあつては、規則で定める場合に限る。）

(3) 寝台料金

（証人等の旅費）

第10条 第3条第3項及び第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除く外、任命権者が市長に協議して定める旅費とする。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、別表1級の者については上級の運賃、別表2級から4級までの者については下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴収する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行

(4) 座席指定料金（内国旅行にあつては、規則で定める場合に限る。）

(5) 特別車両料金（規則で定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

#### 料金

(4) 別表1級の者及び任命権者が特に必要があると認めた者が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴収する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴収する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（政令第6条に規定する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

り、支給する。

4 第1項及び第2項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、任命権者が市長に協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 別表1級の者については、上級の運賃

イ 別表2級から4級までの者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、別表1級の者については上級の運賃、別表2級から4級までの者については下級の運賃

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（規則で定める者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（政令第7条に規定する航空機をいう。以下同

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 別表1級の者及び任命権者が特に必要があると認めた者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴収するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴収する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号、第2号又は第3号に規定する運賃、第4号に規定する寝台料金及び前号に規定する特別船室料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第12条の2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含

(車賃)

第13条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額による。

む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲

げる一般乗用旅客自動車運送事業

の用に供する自動車(外国におけ

るこれに相当するものを含む。)そ

の他の旅客を運送する交通手段

(前号に規定する自動車を除く。)

を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用

であつて、道路運送法第80条第1

項の許可を受けて業として有償で

貸し渡す自家用自動車(外国にお

けるこれに相当するものを含む。)

の賃料その他の移動に直接要する

費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する

費用

2 車賃は、全路程を通算して計算し、  
路程に1キロメートル未満の端数を  
生じたときは、その端数を切り捨て  
る。

(日当)

第14条 日当の額は、別表の定額によ  
る。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50  
キロメートル未満又は陸路25キロメ  
ートル未満の旅行の場合における日  
当の額は、公務上の必要又は天災そ  
の他やむを得ない事情により宿泊し

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるものとして規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

た場合を除く外、前項の規定にかかわらず同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行又は航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は国家公務員の例に準じて規則で定める方法により算定される額とする。

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第17条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には前項に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しない

が、赴任を命ぜられた日の翌日から  
1年以内に扶養親族を移転する場  
合には前号に規定する額

2 前項第3号の場合において、扶養  
親族を移転した際における移転料の  
定額が職員が赴任した際の移転料の  
定額と異なるときは、同号の額は、扶  
養親族を移転した際における移転料  
の定額を基礎として計算する。

3 任命権者は、公務上の必要又は天  
災その他やむを得ない事情がある場  
合には第1項第3号に規定する期間  
を延長することができる。

(着後手当)

第18条 着後手当の額は、別表の日当  
定額の5日分及び宿泊料定額の5夜  
分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次に  
掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居  
所から在勤地まで随伴する場合に  
は、赴任を命ぜられた日における扶  
養親族1人ごとに、その移転の際に

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転  
居に必要な滞在に係る費用とし、そ  
の額は、内国旅行にあつては5夜分  
を、外国旅行にあつては10夜分を限  
度として、現に宿泊した夜数に係る  
宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当  
する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家  
族の移転に要する費用とし、その額  
は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げ  
る額

- ア 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費（第8条から第11条までの規定による額をいう。以下この項において同じ。）、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

おける年齢に従い、次に規定する額の合計額

- ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

- イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

- ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃又は船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧住所又は旧居所から新住所又は新居所までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額を超えることができない。

任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族(ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。)を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料、査証手数料及び外貨交換手数料並びに入出国

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める定額とする。

(赴任に伴う旅費の調整)

第20条 前3条に規定する旅費は、市長の定める基準により、あらかじめ任命権者が承認したものに限り支給することができる。

(日額旅費又は打切旅費)

第21条 第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費又は打切旅費を旅費として支給することができる。

2 前項の規定により支給する日額旅費又は打切旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、任命権者が市長に協議して定める。この場合において、その額は、当該日額旅費又は打切旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第22条 在勤地内における旅行については、任命権者は、市長に協議して旅費の定額の範囲内で前条の規定による日額旅費又は打切旅費を支給し、又は旅費の定額を減じ若しくは旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、当該職員が退職等となつた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費の額は、当該職員の死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費の額とする。

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族の順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときには、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号

及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第21条 市長は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としな

（外国旅行の旅費）

第25条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対し支給する旅費については、その都度、国家公務員の例に準じ、その支給額及び支給方法等を市長が定める。

（旅費の調整）

第26条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令その他の規程による旅費を支給

い旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例又は旅費に関する法令若しくは他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると任命権者が認める場合には、任命権者と協議して別に旅費を支給することができる。

した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者の定めるところにより旅費を支給することができる。

3 任命権者は前2項の規定の統一ある適用を図るために、市長に協議してこれらの規定を適用する場合に関する基準を作成するものとする。

4 任命権者は、公務上必要と認められるときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給に代わり、当該旅費に相当する額の全部又は一部を、旅行に係る役務を提供する者に対して支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給があつたものとみなす。ただし、旅行に



- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表（第14条—第17条関係）

(1) 日当、宿泊料及び食卓料

級	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1級	市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員	2,800円	14,000円	2,800円
2級	公営企業の管理者及び8級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	2,600円	13,100円	2,600円
3級	7級の職務にある者及びこれに準ずる者	2,200円	12,500円	2,200円
4級	6級以下の職務にある者及びこれに準ずる者	1,900円	12,500円	1,900円

(2) 移転料

級	区分	鉄道50	鉄道50	鉄道100	鉄道300	鉄道500	鉄道	鉄道	鉄道
		キロメートル未満	キロメートル以上100キロメートル未満	キロメートル以上300キロメートル未満	キロメートル以上500キロメートル未満	キロメートル以上1,000キロメートル未満	1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	2,000キロメートル以上
1級	市長、副市長、教育長及び常勤	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

	の 監 査 委 員								
2 級	公 営 企 業 の 管 理 者 及 び 8 級 の 職 務 に あ る 者 並 び に こ れ ら に 準 ず る 者								
3 級	7 級 の 職 務 に あ る 者 及 び こ れ に 準 ず る 者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
4 級	6 級 以 下 の 職 務 に あ る 者 及 び こ れ に 準 ず る 者	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正後			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
教育委員会委員		[略]	市長、副	教育委員会委員		[略]	旅費条例
[略]		[略]	市長、教	[略]		[略]	(昭和27
[略]		[略]	育長及び	[略]		[略]	年7月条
[略]	[略]	[略]	常勤の監	[略]	[略]	[略]	例第45
]	]	]	査委員	]	]	]	号)別表
[略]		[略]	(以下、	[略]		[略]	1級の者
[略]		[略]	「市長	[略]		[略]	に支給す
[略]		[略]	等」とい	[略]		[略]	る額相当
[略]		[略]	う。)に支	[略]		[略]	額
[略]		[略]	給する額	[略]		[略]	
[略]		[略]	相当額	[略]		[略]	
[略]		[略]		[略]		[略]	
[略]		[略]		[略]		[略]	
[略]		[略]		[略]		[略]	
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]

農業委員会会長	[略]	市長等に
[略]	[略]	支給する
[略]	[略]	額相当額
[略]	[略]	[略]
固定資産評価審査委員会委員長 (職務代理者を 含む。)	[略]	市長等に 支給する 額相当額
[略]	[略]	
[略]	[略]	
前各項以外の附属機関の構成員 その他の非常勤 の職員	勤務1日につき 35,700円 を超えない範囲内 で任命権 者が定め る額。た だし、任 命権者が 特に必要 があると 認めた場 合は、勤 務1月に つき給与	[略]

農業委員会会長	[略]	旅費条例
[略]	[略]	別表1級
[略]	[略]	の者に支 給する額 相当額
[略]	[略]	[略]
固定資産評価審査委員会委員長 (職務代理者を 含む。)	[略]	旅費条例 別表1級 の者に支 給する額 相当額
[略]	[略]	
[略]	[略]	
前各項以外の附属機関の構成員 その他の非常勤 の職員	勤務1日につき 34,700円 を超えない範囲内 で任命権 者が定め る額。た だし、任 命権者が 特に必要 があると 認めた場 合は、勤 務1月に つき給与	[略]

条例別表 第5に定 める給料 月額を報 酬の基準 額とし当 該基準額 を超えな い範囲内 で任命権 者が定め る額	条例別表 第5に定 める給料 月額を報 酬の基準 額とし当 該基準額 を超えな い範囲内 で任命権 者が定め る額
備考 [略]	備考 [略]

(市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 神戸市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例（昭和31年10月条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第3条 実費弁償は、 <u>神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第1行政職給料表の職務の級が5級以下の者に支給する</u>	第3条 実費弁償は、 <u>次項に定めるもののほか、定額をもつて行うものとし、1日につき6,000円とする。</u>

<p><u>額相当額（機関において特別の必要があると認めるときは、市長と協議して定める額）の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</u></p>	<p>2 <u>本市外又は北区若しくは西区の区域内に住所又は居所を有する者については、前項に定めるもののほか、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表4級の者に支給する額相当額（機関において特別の必要があると認めるときは、市長と協議して定める額）の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</u></p>
--	---

（消防団条例の一部改正）

第6条 神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（費用弁償）	（費用弁償）
第8条 [略]	第8条 [略]
2 前項の旅費については、 <u>神戸市職</u>	2 前項の旅費については、 <u>旅費条例</u>

員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第1行政職給料表の職務の級が5級以下の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。

（昭和27年7月条例第45号）別表4級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。

（職員給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年3月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
附 則		附 則	
附則別表第1		附則別表第1	
給料表の種類	職務の級	給料表の種類	職務の級
[略]	[略]	[略]	[略]
医療職給料表 (1)	3級から5級まで	医療職給料表 (1)	3級及び4級
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 第2条 第3条の規定による改正後の旅費条例(以下「改正後旅費条例」という。)の規定は、施行日以後に任命権者が改正後旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に任命権者が第3条の規定による改正前の旅費条例(以下「改正前旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が改正前旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に任命権者が改正後旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 2 改正後旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、改正前旅費条例第3条第1項から第5項までの規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後旅費条例第22条の規定は、改正後条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合について適用する。

## 理 由

職員の人事・給与等に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 7 号議案

神戸市行政手続条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続条例(平成 8 年 3 月条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 14 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 14 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による</p>

知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該

通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過した時に、当該通知がその者に到達したものとみなす。

通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者  
(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第21条 [略]

2 [略]

3 第14条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び第4項並びに第15条の規定は、弁明の機会の付

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者  
(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第21条 [略]

2 [略]

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過した時」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過した時(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準

与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第27条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と読み替えるものとする。

用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

#### 理 由

行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞の通知の方式等の規定が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

## 第 8 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一  
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び  
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は  
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ  
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正  
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与を支給することができる派遣 職員に係る派遣先団体）</p> <p>第 8 条の 2 法第 6 条第 2 項の規定に より給与を支給することができる派 遣職員に係る派遣先団体は、別表第 1 第 1 号から第 5 号まで、第 7 号、 第 10 号から第 14 号まで、第 16 号、第 20 号、第 24 号、第 25 号、第 28 号、第 33 号、第 34 号、第 36 号、<u>第 37 号、第 40 号</u>及び第 41 号に掲げる団体とす る。</p>	<p>（給与を支給することができる派遣 職員に係る派遣先団体）</p> <p>第 8 条の 2 法第 6 条第 2 項の規定に より給与を支給することができる派 遣職員に係る派遣先団体は、別表第 1 第 1 号から第 5 号まで、第 7 号、 第 10 号から第 14 号まで、第 16 号、第 20 号、第 24 号、第 25 号、第 28 号、第 33 号、第 34 号、第 36 号から<u>第 38 号ま で</u>及び第 41 号に掲げる団体とする。</p>

<p>別表第1（第2条、第8条の2関係）</p> <p>(1)～(37) [略]</p> <p><u>(38)～(40)</u> [略]</p> <p><u>(41) 一般財団法人神戸市小児救急医療事業団</u></p>	<p>別表第1（第2条、第8条の2関係）</p> <p>(1)～(37) [略]</p> <p><u>(38) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u></p> <p><u>(39)～(41)</u> [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 9 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,037人</u> (うち福祉事務所職員 <u>960人</u>)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,380人</u>(うち教育職員 <u>8,670人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,520人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,920人</u> (うち福祉事務所職員 <u>964人</u>)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,210人</u>(うち教育職員 <u>8,479人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,494人</u></p>

(7)、(8) [略]	(7)、(8) [略]
(9) 交通局の職員 <u>963人</u>	(9) 交通局の職員 <u>979人</u>
(10) 水道局の職員 <u>552人</u>	(10) 水道局の職員 <u>568人</u>
(11) 合計 <u>20,554人</u>	(11) 合計 <u>20,273人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

## 第 10 号議案

財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件  
財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例  
財産区の財産の管理及び処分に関する条例（昭和39年 3 月 条例第78号）の一部  
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び  
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は  
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ  
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分  
を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(区有財産の管理及び処分の方法)</p> <p>第 2 条 区有財産の管理及び処分については、市有の財産の管理及び処分の例によりこれを行なうものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第 2 編</u>第 5 章に規定された財務に関する事項については、規則で別の定めをすることができる。</p> <p>(財産区管理会の設置及び組織)</p>	<p>(区有財産の管理及び処分の方法)</p> <p>第 2 条 区有財産の管理及び処分については、市有の財産の管理及び処分の例によりこれを行なうものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第 1 編</u>第 5 章に規定された財務に関する事項については、<u>市長は</u>、規則で別の定めをすることができる。</p> <p>(財産区管理会の設置及び組織)</p>

第4条 区有財産の管理及び処分に関し、必要があるときは、当該財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置くことができる。

2～4 [略]

（会議）

第9条 [略]

2 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 [略]

（会計監事）

第11条 管理会を置く財産区には、2人以上の会計監事（以下「監事」という。）を置くものとする。

2 前項の監事は、当該財産区の住民が、第5条に定める資格を有する者のうちから公正な方法により選出するものとする。

3 監事は、委員と兼ねることはできない。

4 監事は、毎年度の管理会の実施計画及びこの計画に関する書類に定める範囲内での区有金を監査するもの

第4条 区有財産の管理及び処分に関し、必要があるときは、市長は、当該財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置くことができる。

2～4 [略]

（会議）

第9条 [略]

2 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 [略]

とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第12条 委員及び監事（以下「委員等」

という。）に支給する報酬の額は、年額42万円を超えない範囲内で市長が  
管理会と協議して定める額とする。

2 委員等が公務のため旅行した場合

には、当該旅行に要する費用の弁償  
(次項において「費用弁償」という。)

をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員

等の報酬及び費用弁償の支給につ  
いては、特別職の職員で非常勤のもの  
に準じて市長が管理会と協議して定  
めるところによる。

第13条 [略]

第11条 [略]

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

財産区有財産の管理及び処分に係る財産区管理会の運用適正化に当たり、条例を改正する必要があるため。